

刑法・堕胎罪の早期撤廃を求めます

私たちは、政府および国会が、堕胎罪を速やかに廃止することを強く求めます。

内閣総理大臣	殿
衆議院議長	殿
参議院議長	殿

名 前	住 所

署名の郵送先: 〒272-0023 千葉県市川市南八幡 4-5-20-5A
アライズ総合法律事務所内 NGO “すぺーすアライズ”気付
堕胎罪撤廃 100 万！署名の会

女性の健康にとって大きな問題です

日本の刑法には堕胎罪が規定されています。刑法 212 条から 214 条までは妊娠した女性の意思に基づく人工妊娠中絶について、中絶した女性本人やその施術者を処罰する規定です。妊娠は男女の性交渉の結果であるにもかかわらず、この妊娠を終わらせる人工妊娠中絶について、妊娠した女性のみを処罰する規定を維持することは女性に対する差別的刑罰法規であり、女性の健康について必要な医療へのアクセスを妨げるものです。

国連からも勧告が出されています

2009 年、国連・女性差別撤廃委員会の日本の女性差別撤廃状況審議の結果、同委員会は、「女性と健康に関する委員会の一般勧告第 24 号や【北京宣言及び行動綱領】に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため、可能な時期に人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する。」との最終見解を発表しました。しかしながら、同規定の撤廃は一向に進みません。

堕胎罪はすみやかに撤廃されるべきです

いつしか、敗戦前は毎年堕胎罪で多くの女性たちが投獄されたことを記憶している人は少なくなり、日本に堕胎罪があることを知らない人が増えています。しかし、政治の世界が堕胎罪に関心がないわけではなく、堕胎罪の存続を望む勢力によって、長年の沈黙が作り出されてきたのです。近年、堕胎罪での起訴件数がほとんどありませんが、必要のない条文であれば早急に撤廃できるはずです。なお、妊娠中絶の違法性阻却事由を定めるとされる母体保護法の存在は、堕胎罪の存在を正当化できるものではありません。100 年以上前に制定された堕胎罪規定は、早急に撤廃されるべきです。

女性の人生にとっても大きな問題です

望まない妊娠をした女性がこの堕胎罪の規定ゆえに、意思に反して人工妊娠中絶を思いとどまり、または人工妊娠中絶を遅らせることになっており、女性の必要な医療へのアクセスが制限されています。特にドメスティック・バイオレンスを体験する女性にとっては、堕胎罪の存在と、人工妊娠中絶に配偶者の同意を要求する母体保護法の規定があいまって、望まない妊娠のために夫のもとを逃げられず、夫と離婚できないなど、人生の重大な選択や健康に悪影響をもたらしています。

妊娠も中絶も女性が希望を持って判断できる道を開くということ

女性が自分の身体について完全な決定権を取り戻さない限り、社会的・政治的・経済的な搾取にさらされ続けます。女性の人権は、身体の統合性についての不可侵の権利のもとに成り立っているのです。人工妊娠中絶をした女性を処罰する法律が世界中からなくなるよう、各国の女性運動とも連帯して取り組みをしています。女性が希望をもって人生を歩むことを困難にしている堕胎罪を、政府および国会が撤廃するよう、強く求めます。